

報道資料

平成22年8月10日
こども家庭局こども家庭課
TEL：0742-27-8606(直)
金剛(内線2885) 川本(内線2878)

平成21年度奈良県のDV(配偶者からの暴力)相談状況等について

I はじめに

◆配偶者からの暴力

→ DV(ドメスティック・バイオレンス)は、「夫や恋人等の親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使われることが多いですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)では、「配偶者」は男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者(※)も含まれます。

(※)離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

本資料における暴力の行為者には、親・子どもなど被害者と親しい関係にある者を含んでいます。

「暴力」は、身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれます。

◆DV相談及び一時保護

→ 配偶者暴力防止法に基づき、県では、

①「配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)」(奈良県中央こども家庭相談センター)における相談

②被害者の一時保護
を行っています。



II 平成21年度DV相談の状況

1 相談受付件数について

過去最多の1,427件で、前年度より20%増加。

・県DVセンター受付分 1,165件(対前年度115%)

・市町村女性相談窓口受付分 262件(対前年度142%)

※参考 奈良県警察相談窓口：382件(対前年168%)

2 主なDV行為者について

現夫が最多で、現夫の割合は前年度を上回った。

また、全国でのDV行為者における現夫の割合を上回った。

3 相談者の年齢について

「60歳以上」の相談件数が大幅に増加。

30代からの相談件数が最も多く、次に40代。

4 DV相談の受付経路について

被害者本人からの相談が70%で大部分を占め、年々増加。

市町村からDVセンターにつなぐ相談が大幅に増加。前年度の約3倍に。

Ⅲ 平成21年度DV被害者の一時保護状況

1 一時保護人数について

DV被害による一時保護者は108人で、前年度より11%増加。
一時保護した者の約80%がDV被害者。

2 同伴児童について

DV被害による一時保護者の同伴する児童は、前年度より減少。
「0～3歳未満」の同伴児童数が最も多く、年々増加。

3 DV被害一時保護者について

DV被害により一時保護された者が受けていた暴力は、身体的暴力が69%で最多。
次に、精神的暴力が20%。

Ⅳ DV被害者の相談・保護の充実に向けて

- 「配偶者暴力防止法」制定以後、広報・啓発により徐々にDV相談へのためらいが薄れたことと、各相談機関の充実により、DVが顕在化し、相談件数が増加していると考えられます。
- DV被害は、身体的暴力が圧倒的に多くなっていますが、精神的暴力などの重複被害、同伴児童への虐待、高齢被害者の増加など深刻化しています。
- 被害者からの相談にできるだけ早期に応じることができるよう、引き続き、相談窓口の広報に努めるとともに、市町村や関係機関と連携しながら、相談体制の充実に努めていきます。

《県民の皆様へ》

配偶者からの暴力でお悩みの方は、ひとりで悩まず、「DVセンター（奈良県中央こども家庭相談センター）」または警察に相談してください。

安全確保のための「一時保護」、地方裁判所への「保護命令の申立て」などの制度があります。

【電話相談】

☆奈良県中央こども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

月～金 9:00～20:00（祝日、年末年始を除く） 0742-22-4083

☆奈良県高田こども家庭相談センター

月～金 9:00～16:30（祝日、年末年始を除く） 0745-22-6079

☆奈良県女性センター〈女性相談コーナー〉 0742-22-1240

火～金 9:30～18:00 土曜日 9:30～20:00

日曜・祝日 9:30～17:00（月曜日が祝日の場合の直後の平日、年末年始を除く）

◎DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。緊急時には110番

